

犯罪被害者等施策について

基本法制定までの経緯

【基本法までの施策の展開】

- ・昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設。
- ・昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定。
- ・平成8年以降の警察による総合的支援施策。
- ・平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定。



【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- ・経済的支援が不足 ・医療・福祉サービスの不足
- ・刑事手続での扱いに不満
- ・二次被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え
- ・民間を含めた支援体制が不十分 ・国民の理解が不足 等



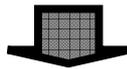
【基本法制定】

平成16年2月～、自民党内での検討等

内閣委員会で議員立法

平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**の成立。

- <内容> (会長：官房長官。有識者及び関係閣僚により構成。)
- ・ **犯罪被害者等施策推進会議**の設置
 - ・ **犯罪被害者等基本計画**の策定 等



基本計画案作成までの経緯

平成17年4月、基本法施行。

平成17年4月、基本法に基づき推進会議設置。その下に**犯罪被害者等基本計画検討会**を開催して、基本計画案を検討することを決定。

〔検討会：有識者及び関係府省庁局長級職員により構成。〕

【検討会における検討】

- ・被害者の意見・要望をヒアリング。615の意見・要望に集約。それらに対する施策を一つひとつ検討。
- ・8月2日、検討会としての基本計画案の骨子案とりまとめ（225施策）。
8月9日、推進会議にて骨子決定。
- ・パブリックコメント等により多数の意見。451の意見・要望に集約。それらについて、一つひとつ検討し、骨子に肉付け。
- ・11月21日、検討会としての基本計画案とりまとめ（258施策）。



平成17年12月、**基本計画**を閣議決定

犯罪被害者等基本法の概要

目的 (犯罪被害者等の権利利益を保護)

犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

対象 (犯罪被害者等)

犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

基本理念

犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等

基本的施策

相談及び情報の提供等(第11条)
損害賠償の請求についての援助等(第12条)
給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
居住及び雇用の安定(第16～17条)
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
国民の理解の増進(第20条)
調査研究の推進等(第21条)
民間の団体に対する援助(第22条)
意見の反映及び透明性の確保(第23条)

犯罪被害者等基本計画

総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

年次報告

閣議決定

基本計画の案の作成

その他重要事項の審議

施策の実施の
検証・評価・監視

施策の実施の推進

[各省庁]
基本計画にのっとり
施策を実施

犯罪被害者等施策推進会議

会長:内閣官房長官
委員(10人以内):
・内閣総理大臣が指定する国務大臣
・内閣総理大臣が任命する犯罪被害者等の支援等に関する有識者

犯罪被害者等基本計画の策定経緯について

1. 基本計画案の骨子決定までの検討

- ・平成17年4月28日、第1回犯罪被害者等施策推進会議開催。
- ・同日、第1回犯罪被害者等基本計画検討会を開催し、8月2日までに7回の検討会を開催して骨子案をとりまとめ。
- ・犯罪被害者等の支援に関する専門家等の有識者構成員と施策を担当する関係府省庁局長級構成員で議論。
- ・8月9日、第2回推進会議を開催し、骨子決定。

<検討の進め方>

1 犯罪被害者等からの意見・要望（総数で615）すべてを一つひとつ検討

〔検討方針〕

- (1) 犯罪被害者等から出された要望それぞれについて、
犯罪被害者等のために有用でないもの、公共の福祉の理念に反するもの、より有用な代替的手段があるもの、のいずれかに該当するものでない限り、盛り込んでいく。
- (2) 盛り込む施策については、実施可能なものは速やかに実施し、検討を要するものには、検討の方向性を明示し、原則1年以内（大きな制度改革又は財源を伴うものは2年（例外的に3年）以内）に結論を出し、その結論に従った施策を実施。

2 集中的な議論（5つの重点課題ごとに検討会を開催し、関連施策を集中して議論）

〔5つの重点課題〕

損害回復・経済的支援等への取組， 精神的・身体的被害の回復・防止への取組，
刑事手続への関与拡充への取組， 支援等のための体制整備への取組，
国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

3 時間をかけた検討（検討会では、毎回議論が白熱。最大所要時間は、5時間半。総検討時間は、27時間。）

4 書面による事前の意見交換等を踏まえた密度の濃い議論

2. 犯罪被害者等からヒアリングを通じて寄せられた615の意見・要望を踏まえた225（うち、再掲分25）の施策が骨子に盛り込まれた。

3. 骨子に対する犯罪被害者等を始めとする国民からの意見を踏まえた検討

- ・10月11日の第8回検討会以降、3回の検討会を開催。

<検討の進め方>

- 1 8月中旬から9月上旬にかけて、骨子に対し広く国民からの意見・要望を募集するとともに、全国9か所の会場で、39の犯罪被害者団体等から直接意見・要望を伺った。
- 2 上記の寄せられた意見・要望について、重複するものや単に賛意を示すものなどを除き、改めて検討が必要と思われる451の意見・要望に整理。これらの意見・要望を検討（検討方針は、上記「1.」に同じ。）するとともに、骨子に肉付け。

- ・ 11月21日、第11回検討会を開催し、検討会として基本計画案をとりまとめ。
(第1回検討会から第11回検討会までの総検討時間は、40時間)

4. 基本計画案に新たに33(うち、再掲分13)の施策が追加¹され、全体で258(うち、再掲分40²)の施策となった。

- (1) そのほか、施策の内容に一部付加修正のあったものは、30。
- (2) 施策の内容を整理し直した結果、再掲として扱うことになった2施策を含む。

<盛り込まれた施策の内訳>

直ちに取り組むもの：212(約8割)

以後の検討に委ねられるもの：46(約2割) ただし、検討の方向性と期限を明示。

〔 1年以内に取り組むもの：14, 2年以内に取り組むもの：26,
3年以内に取り組むもの：3, 法律所定の検討時期等によるもの：3 〕

このほか、推進体制に関するものが19項目ある。

以後の検討に委ねたもののうち、3つの施策については、省庁の枠を越えた検討が特に必要であることから、推進会議の下に、有識者と関係府省庁からなる「検討のための会」を設置して検討。

5. 基本計画の決定

- ・ 12月26日、第3回推進会議を開催し、基本計画案決定。
- ・ 12月27日、基本計画の閣議決定。

基本方針

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

個々の事情に応じて適切に行われること

途切れることなく行われること

国民の総意を形成しながら展開されること

重点課題

損害回復・経済的支援等への取組

基本法
第12・13・16・17条関係

42の施策

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施
 附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続の成果を利用できる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
 犯罪被害給付制度における支給範囲等について、拡大の必要があることを前提に、1年以内に調査し、施策を実施。【警察庁】
 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
 犯罪被害者等に対する経済的支援制度について、現状より手厚くする必要があることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中でのありべき姿や財源を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会】
 公営住宅への優先入居等
 自宅に住めないなどの事情のある犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等に資する措置の実施。【国土交通省】
 事業主等の理解の増進
 犯罪被害者等に対する理解に基づき、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援等を実施。【厚生労働省】 等

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本法
第14・15・19条関係

69の施策

重度のPTSD(外傷後ストレス障害)等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施
 犯罪被害者等のPTSD等について、診断・治療を行う専門家が不足していることを前提に、高度な専門家の養成等に資する施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
 PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大
 PTSDの治療等に係る医療保険適用範囲の拡大について、平成18年度の診断報酬改定で措置の実施。【厚生労働省】
 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討
 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、捜査・裁判等を見通したケア、検査等を行うことのできる専門家の養成のための施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
 加害者に関する情報提供の拡充
 更生保護官署と保護司の協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め検討し、2年以内に実施。【法務省】
 犯罪被害者等に関する情報の保護
 ・ 公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、証拠開示の際に被害者の氏名等が関係者に知られないように求めることができる制度の導入に向け2年以内に検討し、実施。【法務省】
 ・ 「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。【総務省】
 職員等に対する研修の充実等
 関係省庁において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実。 等

刑事手続への関与・拡充への取組

基本法
第18条関係

43の施策

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施
 公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施
 犯罪被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施
 平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施。【法務省】
 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施
 仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施。【法務省】 等

支援等のための体制整備への取組

基本法
第11・21・22条関係

75の施策

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施
 犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省からなる検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会】
 犯罪被害者団体等専用ポータルサイト(インターネットへの入口として、ユーザーが接続時に最初に表示し利用するウェブサイトのこと。)の開設
 犯罪被害者等の出会いや、各団体の活動紹介のため、犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設。【内閣府】
 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施
 更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施
 犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況やその経過を把握するため、一定の周期で継続的調査を実施。【内閣府】
 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施
 民間の団体に対する財政的援助について、現状より手厚くする必要があることを前提に、財源も含めた総合的な在り方を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、2年以内に調査し、施策を実施。【検討のための会】 等

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

基本法
第20条関係

29の施策

学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
 学校教育の中で、生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、事業の実施、教材開発等。【文部科学省】
 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施
 「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施。【内閣府】
 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
 国民が犯罪等による被害について考える機会として、様々なテーマを議論する啓発事業を開催。【内閣府】
 犯罪被害者等に関する個人情報の保護
 警察による発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮。【警察庁】 等

推進体制

国の行政機関相互の連携・協力
 地方公共団体との連携・協力
 その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策策定過程の透明性の確保
 施策の実施状況の検証・評価・監視
 フォローアップの実施
 基本計画の必要な見直し

合計258の施策

計画期間 5年

犯罪被害者等基本計画の概要

犯罪被害者等基本計画策定の目的

- 1．犯罪被害者等の置かれている状況
- 2．犯罪被害者等のための施策における犯罪被害者等基本計画の位置付け
- 3．犯罪被害者等基本計画の策定方針
- 4．計画期間

基本方針

[4つの基本方針]

- 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- 個々の事情に応じて適切に行われること
- 途切れることなく行われること
- 国民の総意を形成しながら展開されること

重点課題

[5つの重点課題]

- 損害回復・経済的支援等への取組
- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 刑事手続への関与拡充への取組
- 支援等のための体制整備への取組
- 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

推進体制

- ・ 国の行政機関相互の連携・協力
- ・ 地方公共団体との連携・協力
- ・ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- ・ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ・ 施策策定過程の透明性の確保
- ・ 施策の実施状況の検証・評価・監視
- ・ フォローアップの実施
- ・ 基本計画の必要な見直し

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

公営住宅への優先入居等

国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件の緩和等により、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。

被害直後及び中期的な居住場所の確保

厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力

(DV) 被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲：第2、2)

4 雇用の安定(基本法第17条関係)

事業主等の理解の増進

- ・ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。
- ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。

犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。

犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施

厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。

2 安全の確保(基本法第15条関係)

加害者に関する情報提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態

勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

(再掲：第3、1)

犯罪被害者等に関する情報の保護

- ・ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。
- ・ 総務省において、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書(平成17年10月20日)を踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

職員等に対する研修の充実等

- ・ 警察庁・法務省・厚生労働省において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実する。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するよう努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を

含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。(再掲：第2、2)

犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

内閣府において、犯罪被害者等同士が会うための情報の整理等を行い、自助グループを含む各犯罪被害者団体等における活動等を紹介するため、新たに、犯罪被害者等の間のネットワーク作りを円滑に行えるような犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設する。

更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を実施し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。

「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（1月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。

犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。（再掲：第2、2）

犯罪被害者等基本計画の中で 特に女性の被害者に着目した施策の概要

1．内閣府が実施するもの

(1) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。【内閣府】（第4、2．(4)）

2．警察庁が実施するもの

(1) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力（DV）の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。【警察庁・厚生労働省】（第2、2．(8)ア）

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。【警察庁】（第2、3．(2)）

(3) 警察における相談体制の充実

警察において、全国統一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】（第4、1．(7)）

(4) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制

等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。【警察庁】（第4、1.(11)）

(5) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【警察庁】（第4、1.(26)ア）

(6) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】（第1、2.(4)）

3. 法務省が実施するもの

(1) 犯罪被害者等に関する情報の保護

法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】（第2、2.(2)ア）

(2) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】（第2、3.(1)エ・第3、1.(18)・第4、2.(11)ア）

(3) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

法務省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【法務省】（第4、1.(26)イ）

(4) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一

層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。【法務省】(第4、2.(6))

(5) 犯罪被害者等に関する情報の保護

法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(第2、2.(2)イ)

4. 厚生労働省が実施するもの

(1) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】(第1、3.(2)ア・第2、2.(3)ア)

イ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】(第1、3.(2)エ)

(2) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】(第1、4.(1)ア)

(3) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。【警察庁・厚生労働省】(第2、2.(8)ア)

(4) 職員等に対する研修の充実等

厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚生労働省】(第2、3.(1)ケ)

(5) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

厚生労働省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【厚生労働省】(第4、1.(26)ウ)

(6) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】(第1、3.(2)ウ・第2、2.(3)ウ)

(7) 児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進

厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】(第2、2.(11))

(8) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】(第2、1.(10))

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた事項

